

履 修 規 程

SBI 大学院大学

2008年3月31日 施行
2026年3月4日改定（最終）

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、SBI 大学院大学（以下「本学」という。）における履修に関し、必要な取扱いを定めることを目的とする。

(履修科目)

- 第2条 学生が、履修科目として登録ができる単位数の上限は、1年次当たり26単位、1学期当たり13単位とする。
- 2 修了に必要な最低履修単位数の内訳は、必修科目13単位及び選択必修科目4単位以上を含む合計34単位以上とする。
 - 3 学生は、毎学期初めにおいて、本学が作成したシラバス等に基づき履修科目を選択し、定められた期日までに履修登録をしなければならない。

(出欠の判定)

- 第3条 eラーニング方式による授業の場合の出欠の取扱いは、次の各号のとおりとする。
- (1) 学生が指定された期間内に授業を視聴し、小テストへの解答、ディスカッションへの投稿、課題の提出等を行ったときは、出席とする。
 - (2) 学生が指定された期間後に授業を視聴し、小テストへの解答、課題の提出を行ったときは、遅刻とする。
 - (3) 前2項以外のときは、欠席とする。

(成績評価)

- 第4条 成績評価は、担当教員が、授業への出席率、質疑応答状況、課題提出状況、小テストの成績、期末テストの成績等を勘案して評価し、研究科委員会での審議を経て学長が決定する。
- 2 前項の評価項目及びその配点割合は、本学が作成するシラバスにおいてあらかじめ公表する。
 - 3 成績評価の内訳は別紙のとおりとし、AからDまでを合格、Fを不合格とする。
 - 4 科目毎に占めるA評価の割合は、当該科目受講生の30%未満とし、総合得点の中央値は85点未満とする。

(成績評価対象課題等の遅延提出)

- 第5条 学生は、別途定めるガイドラインで規定された課題及び事由により、本学が指定した日時までに課題を提出できない場合は、事前に担当教員に遅延提出を申し出ることができる。
- 2 遅延提出の可否は、別途定めるガイドラインに則り決定される。

(異議申立)

- 第6条 学生は、成績発表後に成績評価に関する質問・疑問等が生じた場合、担当教員に質問することができる。
- 2 学生は、前項による質問で解決が得られなかったときは、「成績評価に関する異議申立規程」に則り、研究科委員会に対し成績評価に関する異議申立をすることができる。
 - 3 成績評価の訂正の可否は、「成績評価に関する異議申立規程」に則り、決定さ

れる。

(再履修)

第7条 成績評価の結果、不合格と判定された科目で、学生が再履修を希望する場合は、再履修することができる。

(修学延長)

第8条 休学期間を除き、「SBI 大学院大学学則」第3条に規定する修業年限を超えて在学する場合は、修学延長（留年）とする。

2 修学延長（留年）した学生が、以後に在学した学期修了時に修了要件を満たした場合は、修了とする。

(再入学)

第9条 「SBI 大学院大学学則」第24条に規定する再入学者については、再入学時に開講している科目についてのみ17単位を上限として単位認定することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2008年3月31日から施行する。

この規程は、2012年10月1日から改定施行する。

この規程は、2013年4月1日から改定施行する。

この規程は、2013年10月1日から改定施行する。

この規程は、2014年4月1日から改定施行する。

2 第2条第1項及び別紙1の規定は、2014年度以降の入学者に適用するものとし、2013年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

この規程は、2018年4月1日から改定施行する。

この規程は、2018年9月5日から改定施行する。

この規程は、2019年10月1日から改定施行する。

この規程は、2020年4月1日から改定施行する。

この規程は、2020年10月7日から改定施行する。

この規程は、2021年4月7日から改定施行する。

この規程は、2021年11月3日から改定施行する。

この規程は、2026年1月14日から改定施行する。

この規程は、2026年1月26日から改定施行する。

2 第4条第4項の規定は、2026年度以降の成績評価に適用するものとし、2025年度以前の成績評価については、なお従前の例によるものとする。

この規程は、2026年3月4日から改定施行する。

別紙

評価の内訳

評価	点数
A	90点以上100点
B	80点以上90点未満
C	70点以上80点未満
D	60点以上70点未満
F	60点未満